

第2回会議の検討課題

本日の検討内容

検討課題1

看護学校の定員数の増員

検討課題2

加賀看護学校および加賀市民病院の残債について

検討課題3

単独で運営している看護学校の事例について

定員数増員の要件

■備品・構造に関する指定規則

種類	指定規則		現状 (保有数・人員数)	36人の 場合	40人の 場合
	規則	30人			
1. 備品					
モデル人形	学生10人に1体	3	5	4	4
ベッド	学生4人に1ベッド	8	8	9	10
沐浴人形	学生4人に1体	8	8	9	10
沐浴槽	学生4人に1槽	8	2(※1)	9	10
2. 構造					
実習室(99.6㎡)	1ベッド当たり11㎡以上	12.5	12.5	11.1	10.0
3. その他の条件					
教員数	8人以上(3年過程の場合)(※2)	8	8	8	8
教室	-		現状では36人で満室とのこと		

(※1) 厚生局より計画的に改善するように指導を受けている
(※2) 学生総定員数が120名を超えた場合には、学生が30人増すごとに1人増員

定員数増員によるコスト(初期投資)

■備品・構造に関する指定規則

(円)

種類	単価	必要経費		備考
		36人	40人	
1. 指定規則に基づく備品				
モデル	-	0	0	
ベッド	475,000	475,000	950,000	介護用ベッド
沐浴人形	170,000	170,000	340,000	男女ペア(2体)
沐浴槽	380,000	2,660,000	3,040,000	取付け型
2. 学生数の増加に伴う備品				
ベッドに付随するもの	-	191,000	382,000	リネン、ワゴン、オーバーテーブル、床頭台、処置台
その他	-	741,240	1,235,400	机、椅子、パソコン
合計		4,237,240	5,947,400	

※定員数40名について構造上の問題は含めていない。

検討資料1

看護学校の定員数の増員

定員数増員による収支の変化

※現看護学校を定員36名または40名とした場合の荒いシミュレーション

単位(千円)

	平成23年度 (見込み)	定員数 36名	定員数 40名	備考
看護学校収益(A)	90,700	111,800	122,980	
一般会計負担金	49,000	59,292	65,880	
交付税措置	43,900	59,292	65,880	
加賀市純負担金	5,100	1,568	0	
その他看護学校収益	41,700	50,940	57,100	授業料収入および入学金増加による増収
看護学校費用(B)	90,700	111,800	114,600	
給与費	69,100	85,100	85,100	教員数は変化しないが、退職金を加味
経費	19,500	24,200	26,700	定員数増員によるランニングコストの増加
研究研修費	2,100	2,500	2,800	
支払利息	0	0	0	
看護学校収支(A-B=C)	0	0	8,380	2年目以降の収支
初期投資(D)	0	4,237	5,947	
看護学校初年度収支(C-D)	0	-4,237	2,433	初期投資費用を加味した場合の収支(初年度)

※定員増による改築等の費用は含めていない。

※各学年とも退学者はいないと仮定して計算している。

検討資料2

加賀看護学校および加賀市民病院の残債について

残債の繰上げ償還について

	平成27年度末残高	借入先	
加賀市民病院分	2,305百万円	国(北陸財務局)	2,158百万円
		地方公共団体金融公庫	65百万円
		市中銀行等	82百万円
加賀看護学校分	145百万円	国(北陸財務局)	145百万円
合 計	2,450百万円		2,450百万円

加賀市民病院を統合移転し、現建物が病院として活用されなくなる場合、原則として、残債を一括して繰上げ償還する必要がある。

例外として繰上げ償還が猶予される場合

- イ 取得財産等の処分行為が法律の規定に基づく場合。
- ロ 取得財産等について補助金等の交付を受けている場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定により関係各省庁の長の承認を受けている場合。
- ハ その他やむを得ない理由によるもので、取得財産等の処分行為が当初の貸付目的に照らし著しく妥当性を欠くものでない場合。「財政融資資金地方資金借入等の手引き」より

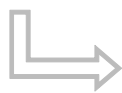
看護学校を現地存続する場合の 繰上げ償還の取扱い

現市民病院建物を、加賀看護学校として活用することで、病院本体分残債の繰上げ償還を猶予することが可能（病院建物の残債分に相当する面積を活用することが条件）

- ・医療提供体制整備のための病院統合にかかる事例であり、「例外ハ」のやむを得ない場合とみなすことが可能。
- ・建物の具体的な活用方法を示して、国の承認をいただく必要がある。

＜北陸財務局融資課との協議より＞

※看護学校以外の活用方法であっても、病院本体分残債の繰上げ償還を猶予が承認される可能性あり。

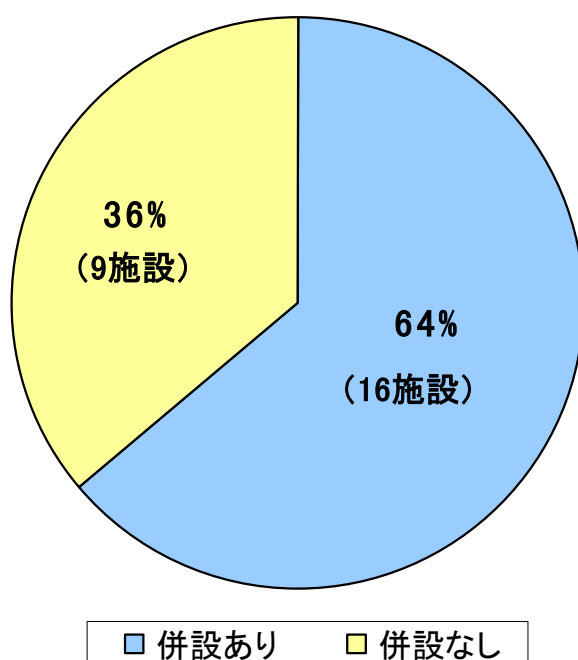


別途実施する、「跡地検討部会」での検討結果によっては、残債の償還終了前に看護学校を移転しても、繰上げ償還が猶予される可能性がある。

検討資料3

単独で運営している看護学校の事例について

北陸3県の看護学校の現状



検討資料3
単独で運営している看護学校の事例について

県		看護学校名	定員数	併設	関連病院
石川県	1	加賀看護学校	30	○	加賀市民病院
	2	国立大学法人金沢大学 看護学専攻	80	○	金沢大学附属病院
	3	金沢医療センター附属 金沢看護学校	80	○	金沢医療センター
	4	金沢医療技術専門学校	80	×	
	5	石川県立看護大学	80	×	
	6	金沢医科大学 看護学部	60	○	金沢医科大学病院
	7	石川県立総合看護専門学校	45	○	県立中央病院
	8	こまつ看護学校	40	○	小松市民病院
	9	七尾看護専門学校	40	×	
	10	金沢看護専門学校	40	○	浅ノ川総合病院
	11	石川県立田鶴浜高等学校	40	×	能登総合病院
福井県	1	福井県立看護専門学校	40	○	福井県立中央病院
	2	公立若狭高等看護学院	40	○	杉田玄白記念公立小浜病院
	3	福井市医師会看護専門学校	40	×	
	4	武生看護専門学校	35	×	
	5	敦賀市立看護専門学校	30	×	市立敦賀病院
富山県	1	富山県立総合衛生学院	100	○	富山県立中央病院
	2	富山市医師会看護専門学校	60	×	
	3	富山市立看護専門学校	40	○	富山市民病院
	4	独立行政法人富山病院附属看護学校	40	○	富山病院
	5	富山赤十字看護専門学校	40	○	富山赤十字病院
	6	富山医療福祉専門学校	40	×	
	7	高岡市医師会看護専門学校	40	○	済生会高岡病院
	8	高岡市立看護専門学校	30	○	高岡市民病院
	9	厚生連高岡看護専門学校	25	○	厚生連高岡病院
※福井県、富山県の看護学校は日本看護学校協会会員校より抜粋					
※×印は関連施設との距離が300m以上離れている看護学校					

検討資料3
単独で運営している看護学校の事例について

病院と離れた立地での運営の事例①

学校名	講師の派遣方法	実習、研修方法	最寄施設との距離
① A看護大学	【講師】 ・正職員(講師)1/3、非常勤講師2/3の割合(大学のため、学校内の講師(教授など)が多い) 【講師の派遣】 ・講師の交通費を負担している ・講師には授業の時間や曜日の希望を聞くなどの配慮をしている ・遠方の非常勤講師に依頼するときは集中講義(1日、2日)として実施することもある	【実習先】 実習の提携先は病院・施設を合わせて110箇所程度 【研修への移動】 ・現地集合、現地解散で実施 ・実習は終日かけて実施 ・移動に関する負担は学生負担、ただし、一定額を超えた場合は学校から補助	10km以上
② B看護専門学校(民間)	【講師】 ・ほとんどが派遣の講師に依頼 ・講師は病院の医師、看護師が担当 【講師の派遣】 ・講師の交通費を負担している ・講師には授業の時間や曜日の希望を聞くなどの配慮をしている ・講師の派遣については特に問題はない	【実習先】 主な実習先は総合病院 【研修への移動】 ・現地集合、現地解散で実施 ・実習は終日かけて実施 ・基本的に移動に関する費用は学生が負担(地理的な配慮は行う) ・一部の提携実習病院へは学校から相乗りでタクシー移動(学校が費用を補助)	約1km
③ C看護専門学校(民間)	【講師】 ・非常勤講師を活用 【講師の派遣】 ・講師の交通費を負担している ・講師には授業の時間や曜日の希望を聞くなどの配慮をしている	【実習先】 複数の医療施設 【研修への移動】 ・現地集合、現地解散で実施 ・実習は終日かけて実施 ・移動に関する費用、あるいは補助については不明	約1km

検討資料3

単独で運営している看護学校の事例について

病院と離れた立地での運営の事例②

学校名	講師の派遣方法	実習、研修方法	最寄施設との距離
④ D看護専門学校 (民間)	【講師】 ・非常勤講師を活用 【講師の派遣】 ・講師の交通費を負担している ・交通費、タクシー代等の負担を補助 ・講師は近距離(1時間以内)の人に依頼している	【実習先】 市立病院、赤十字病院、民間病院など 【研修への移動】 ・現地集合、現地解散で実施 ・実習は終日かけて実施 ・交通費は自己負担	約0.5km
⑤ E看護専門学校 (医師会立)	【講師】 ・専任の講師が11名在籍、専門科目を非常勤講師に依頼 ・非常勤講師は大学の医師や医師会の医師に依頼 ・授業時間のうち4割程度が非常勤講師の担当 【講師の派遣】 ・講師の交通費については医師会の規定に基づいて支払っている ・近隣の医師会の医師に依頼するなどなるべく看護学校と近距離にいる医師に依頼している	【実習先】 主に市内の総合病院 【研修への移動】 ・現地集合、現地解散で実施 ・実習は終日かけて実施、1週間～2週間かけて病院で実習することが多い ・交通費は自己負担	約3km
⑥ F看護専門学校 (市立)	【講師】 ・非常勤講師を活用 ・講師は特定の医療機関に偏ってはいないわけではなく、市民病院をはじめ、大学の医師、個人の医師にも依頼をしている 【講師の派遣】 ・講師の交通費を負担している ・ただし、市民病院の医師には支給していない ・講師の希望日を聞くなどの配慮をしている ・毎年のことで特に問題はない	【実習先】 主に立市民病院 【研修への移動】 ・現地集合、現地解散で実施 ・実習は終日かけて実施 ・交通費は自己負担	約1.5km